

欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手續等への影響に関する情報を公表・更新

2021年5月28日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州の各知財関係当局はそれぞれ、新型コロナウイルス（COVID-19）の手續等への影響に関する情報を公表・随時更新している。

当該情報の概要は、例えば以下（主な更新箇所は赤字下線部）のとおりである。

- ◆ [欧州特許庁（EPO）（更新）](#)
 - ◆ [欧州連合知的財産庁（EUIPO）（更新）](#)
 - ◆ [ドイツ特許商標庁（DPMA）（更新）](#)
 - ◆ [英国知的財産庁（UKIPO）（更新）](#)
 - ◆ [フランス産業財産庁（INPI）](#)
 - ◆ [イタリア特許商標庁（UIBM）](#)
-
- ◆ [欧州特許庁（EPO）（更新）](#)

「新型コロナウイルス（COVID-19） - 継続的な更新情報（[Coronavirus \(COVID-19\) - continually updated information](#)）」等によれば、EPO は、COVID-19 の現状を考慮して、以下の予防策を講じており、また、継続的に状況を監視し必要に応じて更新を行う、としている。

主な更新内容（赤字下線部）は、次のとおりである。

異議部における口頭手續

- ・ 2020年5月4日に開始されたビデオ会議による口頭手續のための試行プロジェクトは、従来の2021年9月15日から2022年1月31日まで延長される。
- ・ 2021年1月以降は原則ビデオ会議（Zoomのみ）により開催されている当該口頭手續は、ビデオ会議による口頭手續の実施を妨げる重大な理由がある場合には、EPOの敷地建物で開催可能であるが、2022年1月31日の後まで延期される。
- ・ 当該試行に関する中間報告書が2021年の初夏に公表され、ユーザーとの協議後の秋には当該試行の完全なレビューが行われる予定である。

審査部における口頭手續

- ・ 2020年4月2日以降原則ビデオ会議により実施されている当該口頭手続は、ビデオ会議による口頭手続の実施を妨げる重大な理由がある場合には、EPOの敷地建物で開催可能であるが、同様に 2022年1月31日の後まで延期される。
- ・ 今年の秋から Zoom により実施し、今年末までに Skype for Business から移行する予定である。

また、当該主な更新内容を含む EPO による COVID-19 関連情報の概要は、以下のとおりである。

[審査部及び異議部における口頭手続 \(更新\)](#)

[審判部における口頭手続 \(更新\)](#)

[共同声明](#)

[期間の延長又は中断に関する各 EPC 締約国の概要情報](#)

[期間を遵守しない場合の救済](#)

[その他](#)

[審査部及び異議部における口頭手続 \(更新\)](#)

<異議部における口頭手続>

- ・ 異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトが、2020年5月4日に開始された。
- ・ 当該試行のレビュー等に関する2020年11月10日の報告書「COVID-19の状況下におけるビデオ会議による異議の口頭手続」は、必要な法的枠組み、技術インフラ及び研修支援に関して、当該試行プロジェクトが開始されて以来、かなりの進歩があったことを示していた。また、2020年9月14日にビデオ会議の技術的プラットフォームとして Skype for Business に加えて Zoom を導入（試行）していたことが、複数当事者による異議の口頭手続及び通訳を促進した。
- ・ しかし、本報告書はまた、現在の措置は過去6か月間で積み重なった異議の口頭手続の相当なバックログを解消するためには十分ではないことも示していた。
- ・ 当初の試行プロジェクトでは、異議部における口頭手続は、異議部の裁量で、かつ、全当事者の同意を得ることを要件として、ビデオ会議により実施可能であった。しかし、当該試行の全ての要素をレビューしたところ、当該同意要件が過度に強い制限となり、参加率は低いままである一方で未解決の異議事件のバックログが蓄積され、その結果、司法へのアクセスに不可欠な適時性が損なわれていた、ということが分かった。
- ・ したがって、EPO は、次の措置を含む2021年1月4日以降の当該試行プロジェクトの変更及び延長に関する決定を公表していた。

1. 直接の対面での異議の口頭手続の延期（当時は2020年12月31日まで）が、当該試行プロジェクトの2021年9月15日までの延長とあわせて、同日（2021年9月15日）までさらに延長される。
 2. 当該試行プロジェクトの期間中、2021年1月4日以降、ビデオ会議により異議の口頭手続を開催するための全当事者の同意は不要となり（前述の同意要件が削除され）、異議部における口頭手続は、原則ビデオ会議（Zoomのみ）により開催されている。）
- ・ コロナウイルスのパンデミックにより、直接の対面での会議において渡航の制限や健康上のリスクが生じ続けていることから、EPOは、職員及びユーザーの健康を守るための措置をさらに延長することを決定した。これらの措置には、異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトを、従来の2021年9月15日から2022年1月31日まで延長することが含まれる。
 - ・ 当該口頭手続は、ビデオ会議による口頭手続の実施を妨げる重大な理由がある場合には、EPOの敷地建物で開催可能であるが、2022年1月31日の後まで延期される。
 - ・ 当該試行の延長を考慮して、当該試行の開始から1年後の異議部におけるビデオ会議による口頭手続の実施に関する中間報告書が、2021年の初夏に公表される予定である。ユーザーとの協議後の秋には当該試行の全ての要素の完全なレビューが行われる予定である。
 - ・ 当該試行を延長するという決定は、拡大審判部において係属中の質問（手続の当事者の全員がビデオ会議の形式での口頭手続の実施に同意しているわけではない場合、ビデオ会議の形式での口頭手続の実施は、EPC第116条(1)に規定されている口頭手続の権利と整合的か？）の付託事件G1/21の結果を妨げるものではない。なお、当該付託事件については、口頭審理が2021年5月28日にビデオ会議（Zoomを用いたライブストリーム）により実施されたものの結論は得られず、当該口頭審理は2021年7月上旬まで延期されることになった。

<審査部における口頭手続>

- ・ 審査部における口頭手続は、2020年4月2日以降は原則ビデオ会議により実施されることとなり、「審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する2020年12月17日付のEPO長官の決定」に従って引き続きビデオ会議により実施される。
- ・ 当該口頭手続は、ビデオ会議による口頭手続の実施を妨げる重大な理由がある場合には、EPOの敷地建物で開催可能であるが、同様に2022年1月31日の後まで延期される。
- ・ EPOは、ここ数か月の間にZoomを用いて実施された異議の口頭手続（2021年にはこれまでに1,400件以上）から得られた好結果を受け、今年の秋から審査における口頭手続をZoomにより実施する予定であり、通信インフラの全体的な近代化の一環として今年末までにSkype for Businessから移行する予定である。詳細については、以下の

[FAQ 及び e ラーニングに関するリンク先等を参照。](#)

＜審査部及び異議部における口頭手続＞

- ・ 2021 年 1 月以降は、改正された EPC 規則 117 及び 118 に従って、ビデオ会議により証拠調べをすることが可能となっている。詳細については、審査部及び異議部におけるビデオ会議による証拠調べに関する 2020 年 12 月 17 日付の EPO からの通知を参照。

(詳細については、以下のリンク先を参照：

- [異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトの更なる延長に関する 2021 年 5 月 14 日付の EPO 長官の決定](#)
- [付託 G 1/21 を考慮した審査及び異議における口頭手続の実施に関する 2021 年 3 月 24 日付の EPO からの通知](#)
- [異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトの変更及び延長に関する 2020 年 11 月 10 日付の EPO 長官の決定](#)
- [審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する 2020 年 12 月 17 日付の EPO 長官の決定](#)
- [ビデオ会議による、審査部及び異議部における口頭手続、並びに協議に関する 2020 年 11 月 10 日付の EPO からの通知](#)
- [審査部及び異議部におけるビデオ会議による証拠調べに関する 2020 年 12 月 17 日付の EPO からの通知](#)
- [ビデオ会議により証拠を提出する証人への指示](#)
- [COVID-19 の状況下におけるビデオ会議による異議の口頭手続に関する進捗報告書](#)
- [Zoom ビデオ会議プラットフォームの試行に関する公表](#)
- [よくある質問 \(FAQ\) - ビデオ会議により開催される口頭手続](#)
- [異議におけるビデオ会議による口頭手続に関する e ラーニングモジュール](#)
- [ビデオ会議のための技術的要件 \(EPO でビデオ会議により開催される口頭手続：技術ガイドライン\)](#)
- [ビデオ会議により開催される電話相談の間並びに面接及び口頭手続の間の書類の提出に関する 2020 年 5 月 13 日付の EPO 長官の決定](#)
- [異議部におけるビデオ会議による口頭手続へのアクセスに関する情報](#)

審判部における口頭手続 **(更新)**

- ・ コロナウイルス (COVID-19) のパンデミックの進展に照らして、審判部は、口頭手続の準備及び実施に関する措置のいくつかを見直した。
- ・ 特に、ビデオ会議を利用した口頭手続の実施に関する実務が変更された。
- ・ これらの措置は、[審査部及び異議部における口頭手続に関して EPO の長官によって決定されたもの](#)とは異なることに注意されたい。

＜コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックのために講じられた措置の継続、及び、ビデオ会議による口頭手続に関する実務の変更＞

- ・ 措置の見直しについては、以下の項目に関するものが挙げられている。
 - ✓ 日程変更の請求（例：当事者は、召喚された口頭手続に出席できない場合には、日程変更を請求しなければならない。）
 - ✓ ハールの建物及びミュンヘンのイザールビルディングにおける口頭手続、開始時間の調整（例：原則として、会場や開始時間の変更については当事者に通知されない。口頭手続の約3日前に [オンラインカレンダー](#) を参照して確認することは、当事者の責任である。）
 - ✓ 最大出席者数：1当事者につき2人（例：2人を超える出席を希望する当事者は、事前に理由を付した請求を提出する必要がある。）
 - ✓ 建物へのアクセス（例：[自己申告書](#) の記入）
 - ✓ 公衆の傍聴
 - ✓ ビデオ会議により実施される口頭手続（例：審判部の手続規則（RPBA）に追加されることになった新たな第15a条で明確化されたとおり、2021年1月1日以降、審判部は関係当事者の同意がなくてもビデオ会議により口頭手続を実施することができる。当該新規定は、既存の可能性を単に明確化するに過ぎないため、審判部は、当該新規定の施行日（2021年4月1日）の前であっても、関係当事者の同意を得ることを不要にすることに関する実務を変化させる可能性がある。当事者には、対面形式からビデオ会議形式への変更について、事前に通知が送付される。ビデオ会議の利用の技術的側面については、[EPOでビデオ会議により開催される口頭手続：技術ガイドライン](#) を参照されたい。）
 - ✓ 衛生対策
 - ✓ 継続的なモニタリング

（詳細については、以下のリンク先を参照：

- [審判部の手続規則の改正を承認する2021年3月23日の管理理事会の決定\(CA/D3/21\)](#)
- [審判部における口頭手続 – コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックのために講じられた措置の継続、及び、ビデオ会議による口頭手続に関する実務の変更](#)
- [審判部における口頭手続 – コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックのために講じられた措置の再評価](#)
- [ビデオ会議により開催される電話相談の間並びに面接及び口頭手続の間の書類の提出に関する2020年5月13日付のEPO長官の決定](#)

共同声明

- ・ EPOは、各国の知的財産庁とともに以下の共同声明を発出している。
 - ✓ [五庁（IP5）長官の共同声明](#)（2020年7月21日）

- ✓ [COVID-19 への対応に関する EPO 及び日本国特許庁 \(JPO\) の共同声明](#) (2020 年 7 月 16 日)
- ✓ [COVID-19 への対応に関する EPO 及び韓国特許庁 \(KIPO\) の共同声明](#) (2020 年 7 月 16 日)
- ✓ [COVID-19 への対応に関する EPO 及び中国国家知識産権局 \(CNIPA\) の共同声明](#) (2020 年 6 月 30 日)
- ✓ [米国特許商標庁 \(USPTO\) 及び EPO による発明者への支援に関する共同声明](#) (2020 年 4 月 30 日)

期間の延長又は中断に関する各 EPC 締約国の概要情報

- ・ 期間の延長又は中断に関して各 EPC 締約国が講じる措置の概要情報をユーザーに提供する文書が、掲載されている。
- ・ ただし、ユーザーは、当該概要情報が正確かつ最新のものであることを確認するために、各 EPC 締約国の産業財産庁への相談及び各国の公式刊行物の参照を行うべきである。

期間を遵守しない場合の救済

- ・ COVID-19 大流行に起因する公衆の生活の混乱を考慮して、EPO は、期間を遵守しない場合に適用される法的救済への注意を喚起している。
- ・ これらの救済は、COVID-19 大流行による混乱によって直接影響を受ける地域に居るユーザーが利用でき、(欧州特許条約 (EPC) 及び特許協力条約 (PCT) に基づく手続における当事者及び代理人に適用される。
- ・ 以下の通知は、全ての関連情報を提供し、先の 2020 年 5 月 27 日付の通知に代わるものであり、そして、EPO の 11 月の官報 (Official Journal) にて公式に公表される。

<[COVID-19 大流行による混乱に関する 2020 年 11 月 10 日付の EPO からの通知](#)>

1. EPO は、COVID-19 大流行による混乱に関し、EPC 及び PCT で規定された法的救済への注意を喚起する 2020 年 5 月 1 日及び 2020 年 5 月 27 日付の 2 つの通知を公表した。特に、EPC 規則 134(2)¹に基づき、EPO は、2020 年 3 月 15 日以降に満了する期間を全ての当事者及び代理人のために 2020 年 6 月 2 日まで延長するとともに、EPC 規則 134(5)及び PCT 規則 82 の 4.1²の適用への注意を喚起した。COVID-19 大流行に起因する最近の混乱拡大により、期間を遵守しない場合の EPC 及び PCT で

¹ EPC 規則 134(2)及び 134(5)については、以下を参照：

<英語 (原文)> [Implementing Regulations to the Convention on the Grant of European Patents の Rule 134\(2\) EPC](#) 及び [Rule 134\(5\) EPC](#)

<日本語 (参考仮訳)> [欧州特許付与に関する条約の施行規則の規則 134\(2\)及び規則 134\(5\)](#)

² PCT 規則 82 の 4.1 については、以下を参照：

<英語 (原文)> [PCT Treaty, Regulations and Administrative Instructions の Rule 82quater.1 PCT](#)

<日本語> [PCT リーガルテキスト：条約、規則及び実施細則の PCT 規則 82 の 4.1](#)

規定された法的救済、特に EPC 規則 134(5)及び PCT 規則 82 の 4.1 の適用へ、改めて注意を喚起する。

2. EPC 規則 134(5)は、期間を遵守しない場合の保護（セーフガード）を提供する。
 3. EPC 規則 134(5)に従って、関係当事者が当該 EPC 規則に規定された証拠を提出した場合には、遅れて受領された書類は、期限内に受領されたものとみなされる。
 4. PCT に基づき適用される期間及び条件に関しては、出願人は PCT 規則 82 の 4.1 を参照可能である。特に、関係者が当該 PCT 規則に規定された十分な証拠を提出した場合には、期間が遵守されなかつたことによる遅滞は、許容される。
 5. EPO は、引き続き、COVID-19 大流行の進展を監視し、それに応じて出願人及びその代理人に特に EPC 規則 134(2)の意味におけるドイツ連邦共和国で起こり得る全般的混乱（general dislocation）について通知する。
- ・ 期間の延長は、出願更新料を含む手数料の納付期限にも適用される。「[手数料の納付期限の延長に関する 2020 年 3 月 30 日付の EPO からの通知](#)」には、2020 年 4 月 1 日の一般的な手数料の値上げに伴う支払額についての情報が含まれている。

（「[よくある質問（FAQ） - COVID-19 のパンデミックによる混乱：期間を遵守しない場合の救済](#)」も参照）

＜COVID-19 のパンデミックの状況下における手数料の納付に関するその他の措置＞

- ・ 2020 年 5 月 28 日の管理理事会の決定 CA/D 6/20 に従い、2020 年 6 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までの間、2020 年 3 月 15 日以降が期限である更新手数料を、EPC 規則 51(2)³ に基づく追加手数料が課金されることなく納付することが可能である。
- ・ この措置に関する詳細については、「欧州特許出願の更新手数料の遅延納付に対する追加手数料（手数料に関する規則第 2 条(1)項目 5⁴）に関する EPC 規則 51(2)の適用の一時停止についての 2020 年 5 月 29 日付の EPO からの通知」を参照されたい。

その他

- ・ 「電子出願の利用、電子通知の受信及び電子アラートによる情報入手への注意喚起」、「優先権書類及び証明書の写しの提出及び取得」、「2020 年の欧州特許弁理士試験（EQE）の中止」、「イベント（別段の指示がない限り 2020 年 12 月 31 日までに予定されている全ての EPO が主催するライブイベントのオンライン開催、6 月 17-18 日に開

³ EPC 規則 51(2)については、以下を参照：

＜英語（原文）＞[Rule 51\(2\) EPC](#)

＜日本語（参考仮訳）＞[EPC 規則 51\(2\)](#)

⁴ 手数料に関する規則第 2 条(1)項目 5 については、以下を参照：

＜英語（原文）＞[Article 2\(1\), item 5 of the Rules relating to Fees](#)

＜日本語（参考仮訳）＞[手数料に関する規則第 2 条\(1\)項目 5](#)

催を予定していた欧州発明者賞の 2021 年 6 月への延期)」、「カスタマーサービス、オンラインサービス」、「所定の事項が確認されない限り、[高リスク地域](#)を最近訪問した海外からの訪問者に対して EPO への訪問自制を要請」、「職員の在宅勤務」等に関する情報が公表されている。

- ・ 「コロナウイルスとの戦いにおいて研究者を支援するための新しいプラットフォーム」
 - EPO は、研究者や政策決定者が新型コロナウイルスとの戦いにおいて特許情報から利益を得るのを支援するためのプラットフォーム「[Fighting coronavirus](#)」を公表した。
 - このプラットフォームにおける最初のデータセットは、抗ウイルスワクチン及び医薬品治療に関するものであり、今後、診断や医療技術・機器等の技術に関するものも増える。
 - これらの技術の専門家である EPO の特許審査官やアナリストは、科学者や政策決定者がこれらの技術分野における最も関連性のある文献等を特定するのを支援するために、様々な検索戦略を作成した。これらの検索戦略は、EPO の無料のオンライン特許検索インターフェースである [Espacenet](#) で実行するのに特に適している。
 - なお、ファストトラックの特許手続を必要とする出願人に対しては、EPO は、技術分野に関係なく、欧州特許出願の [早期審査 \(PACE\)](#) を無料で提供している。

- ・ 「コロナウイルスに関連する特許についての Q&A」
 - 「特許とは何か？なぜ特許（含：医薬品の特許）が必要なのか？」、「特許制度は、診断、検出、ワクチン及び治療において現在緊急に必要とされているイノベーションを、どのようにして促進するのか？」等に関する Q&A が、メディア向けのファクトシートの一部として掲載されている。
 - Q&A の中には、特許医薬品へのアクセス確保（含：強制実施権）の一般的な概要に関する Q&A や、コロナウイルス（現在のコロナウイルスではなく SARS (2002) や MERS (2012)等）関連技術の 1978 年から 2016 年までの特許出願動向に関する Q&A も含まれている。

— EPO のニュースリリース等は、以下参照 —

(全般)

- ・ [コロナウイルス \(COVID-19\) - 継続的な更新情報](#)
[Coronavirus \(COVID-19\) - continually updated information](#) (2021 年 5 月 20 日更新)
(審査部及び異議部における口頭手続)
- ・ [EPO はビデオ会議による異議の口頭手続のための試行をさらに延長](#)
[EPO further extends pilot for opposition hearings by VICO](#) (2021 年 5 月 20 日公表)

- EPO はビデオ会議による証拠調べを可能にする
[EPO allows the taking of evidence by VICO](#) (2020 年 12 月 23 日公表)
 - 審査における口頭手続の Zoom への移行
[Oral proceedings in examination moving to Zoom](#) (2021 年 5 月 11 日公表)
 - ビデオ会議による異議の口頭手続 – 2021 年の変更点
[Opposition hearings by VICO – changes in 2021](#) (2020 年 11 月 10 日公表)
 - 異議における口頭手続のための第 2 のプラットフォームとして Zoom を試行
[Testing Zoom as a second platform for oral proceedings in opposition](#)
 - ビデオ会議による口頭手続：よくある質問 (FAQ) 及び利用可能な研修資料
[Oral proceedings by video conference: new FAQ and training material available](#) (2020 年 5 月 19 日公表)
- (審判部における口頭手続)
- 審判部の手続規則 (RPBA 2020) の改正に関するユーザー協議
[User consultation on an amendment to the Rules of Procedure of the Boards of Appeal \(RPBA 2020\)](#) (2020 年 11 月 13 日公表)
 - 審判部における口頭手続 – コロナウイルス (COVID-19) のパンデミックによる制限及び審判手続におけるビデオ会議技術の導入
[Oral proceedings before the Boards of Appeal – restrictions due to the coronavirus \(COVID-19\) pandemic and introduction of video-conferencing technology in appeal proceedings](#) (2020 年 5 月 25 日更新)
- (期間を遵守しない場合の救済)
- 手数料に関する規則第 2 条(1)項目 5 で言及されている追加手数料に関して EPC 規則 51(2)の適用を一時的に停止する 2020 年 5 月 28 日の管理理事会の決定 (CA/D 6/20)
[Decision of the Administrative Council of 28 May 2020 temporarily suspending the application of Rule 51, paragraph 2, EPC with respect to the additional fee, as referred to in Article 2, paragraph 1, item 5, of the Rules relating to Fees \(CA/D 6/20\)](#)
 - 欧州特許出願の更新手数料の遅延納付に対する追加手数料 (手数料に関する規則第 2 条(1)項目 5) に関する EPC 規則 51(2)の適用の一時停止についての 2020 年 5 月 29 日付の EPO からの通知
[Notice from the European Patent Office dated 29 May 2020 concerning the temporary suspension of the application of Rule 51\(2\) of the European Patent Convention with respect to the additional fee for belated payment of a renewal fee for a European patent application \(Article 2\(1\), item 5, of the Rules relating to Fees\)](#)
- (共同声明)
- 五庁 (IP5) 長官の共同声明
[Joint statement of the IP5 heads of office](#) (2020 年 7 月 21 日)
 - COVID-19 への対応に関する EPO 及び日本国特許庁 (JPO) の共同声明

[Committed to common solutions to global challenges – a joint message from the EPO and the JPO](#) (2020年7月16日)

- COVID-19 への対応に関する EPO 及び韓国特許庁 (KIPO) の共同声明
[Joint message from the EPO and the KIPO on COVID-19](#) (2020年7月16日)
- COVID-19 への対応に関する EPO 及び中国国家知識産権局 (CNIPA) の共同声明
[Joint statement of EPO and CNIPA on response to COVID-19](#) (2020年6月30日)
- COVID-19 への対応 - 米国特許商標庁 (USPTO) 及び EPO による発明者への支援に関する共同声明
[Responding to COVID-19 - A joint message of support for inventors from the USPTO and EPO](#) (2020年4月30日)

(その他)

- コロナウイルスとの戦いにおいて研究者を支援するための新しいプラットフォーム
[EPO launches new platform to help researchers in the fight against coronavirus](#) (2020年7月6日)
[Fighting coronavirus – EPO supports researchers with patent information](#) (2020年6月26日)
- コロナウイルスに関連する特許についての Q&A
[Q&A on patents related to coronavirus](#) (2020年5月29日付)

— [ビデオ会議による口頭手続に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照](#) —

- [欧州特許庁 \(EPO\)、ビデオ会議による口頭手続の実施の継続等について公表 \(2021年3月25日\) \(PDF\)](#)

◆ 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) [\(更新\)](#)

TM5/ID5 共同メッセージ

- TM5 及び ID5 の五庁は、商標及び意匠の所有者及びユーザーを支援するという約束を再確認する COVID-19 への対応に関する共同メッセージを採択した。

2020 年第 3 四半期のサービス等の実績

- EUIPO のサービス等の実績に関する指標において、2020 年第 3 四半期の結果は、当該指標を改善するため及び COVID-19 パンデミックによる困難な状況 (含：2 度にわたる期限延長決定 (3 月、4 月)) にユーザーが対処するのを支援するために同庁が講じた措置の結果としての回復を引き続き示している。
- 全体としては、同庁により処理された出願合計の 98.9%について遅滞なく処理が完了した。

COVID-19：延長期間終了後の期限

- 2020年5月18日に、例外的な期限の延長は終了した。
- しかし、EUIPOは、期限に対処する通常的手段（関係規則に規定されているもの）に関する更なるガイダンスノート をユーザーに提供している。これは、パンデミックに対して公的機関によってとられる措置から生じる運用上の困難、又は、当事者及び／若しくはその代理人の病気等に、ユーザーが依然として直面した場合に備えるものである。
- 本ガイダンスノートには、以下に関するガイダンスが含まれている：
 - 査定系及び当事者系手続における期限の延長（EUTMDR 第68条及びCDIR 第57条）
 - 手続の中止（EUTMDR 第71条）
 - 手続の継続（EUTMR 第105条）
 - 現状回復（EUTMR 第104条及びCDR 第67条）

その他

- EUに拠点を置く中小企業が知的財産権を利用するのを支援するために、2,000万ユーロの助成金（[Ideas Powered for Business SME Fund](#)）を創設した。2021年1月11日に最初の申請期間が開始し、2021年を通して合計5回の申請期間が予定されている当該助成金については、さらに2回の申請期間（7月1日～7月31日、9月1日～9月30日）が予定されている。当該助成金は、欧州委員会の「知的財産行動計画」の一部を形成するものである。
 - EUIPOは、中小企業を支援するための取組として、中小企業を無料の法的代理やアドバイスの提供者にマッチングさせる「COVID-19 pro bono hub」、COVID-19危機の中で中小企業を支援するための様々な取組を提供する「[Ideas Powered for Business hub](#)」を開始した。
 - EUIPOは、ユーザーの在宅勤務を考慮して、庁へ送付される全てのコミュニケーションをオンラインで実行できるようにeコミュニケーションに関する取組を加速化した。
- EUIPOからの情報は、以下参照 —
- 中小企業が知的財産権を利用するのを支援するための2,000万ユーロの助成金 [Ideas Powered for Business SME Fund](#)（2021年5月27日更新）
 - COVID-19更新情報（EUIPOが講じる措置に関する継続的な更新情報） [COVID 19 updates Continually updated information on the measures taken by the EUIPO](#)（2021年3月15日更新）
 - COVID-19への対応に関するTM5/ID5共同メッセージ [TM5/ID5 Joint Message on their response to COVID-19](#)（2020年11月10日公表）
 - 中小企業を支援するための取組

[Ideas Powered for Business hub launched](#) (2020年7月1日公表)

[Looking for IP pro bono providers](#) (2020年6月10日公表)

- ・ e コミュニケーションに関する取組

[COVID-19 measures to complete e-communications](#)

- ・ 延長期間の終了：ユーザーのための実務上の情報

[End of extension period: practical information for users](#) (2020年5月22日公表)

- ・ COVID-19 – 延長期間終了後の期限に関するガイダンスノート

[COVID-19 – Guidance Note on time limits after end of extension period](#) (2020年5月15日公表)

- ・ 期限の延長に関する決定

[COVID-19: further extension of deadlines](#) (2020年4月29日公表)

[Information and guidance note on further extension of deadlines](#) (2020年4月29日公表)

[Extension of time limits COVID 19: time limits affected, nature of extension and communications to users](#) (2020年3月19日公表)

[Decision of the Executive Director: extension of time limits COVID-19](#) (2020年3月16日公表)

◆ ドイツ特許商標庁 (DPMA) (更新)

2021年6月1日以降のDPMAでの聴聞・口頭手続 (hearings or oral proceedings) の再開の可能性

- ・ 2021年6月1日以降、知財手続における聴聞・口頭手続や従業者発明法に基づく調停委員会における聴聞等は、感染が一定の制限を下回ることを条件に再びDPMAで実施される可能性がある。今後の開始手続に関する情報は、DPMAのウェブサイトにて適時に公表される予定である。

DPMA オフィスの閉鎖、衛生・安全対策

- ・ コロナウイルスの感染事例数の進展を考慮して、DPMA オフィスは、追って通知があるまで閉鎖されたままとなる。これにより、いくつかの例外を除いて、ユーザーと直接接触することができなくなる。DPMA は、ほぼ完全にその業務を行うことができ、引き続きサービスを提供するとともにデジタル形式を利用して公衆との連絡を維持する。
- ・ DPMA はミュンヘンオフィスでの衛生・安全対策を拡大し、例外的な場合にオフィスへのアクセスを許可された訪問者もマスクを着用する必要がある。

COVID-19 パンデミックにより年次・維持・延長・更新手数料を支払うことが財政的に困

難である知的財産権の権利者及び出願人向けの情報

＜特許の年次手数料、実用新案の維持手数料、登録意匠の維持及び延長手数料＞

- ・ 遅延支払いのための追加料金の対象とならない支払い期限の満了後は、4月の猶予期間内に、遅延支払いのための追加料金とともに、特許及び特許出願の年次手数料、実用新案の維持手数料、登録意匠の維持手数料を支払うことができる。
- ・ 登録意匠の延長手数料は、出願日又は優先日から30月以内に支払われなければならない。
- ・ DPMAは法定の期限を延長することはできないものの、権利の回復という選択肢への注意を喚起している（2020年3月10日付の通知を参照）。
- ・ COVID-19パンデミックによる財政的状況を考慮して、年次・維持・延長手数料を支払うことができない場合、一定の条件下で、法的扶助の請求を提出することができる。

＜商標の更新手数料＞

- ・ 遅延支払いのための追加料金の対象とならない支払い期限の満了後は、保護期間の満了後6月の猶予期間内に、遅延支払いのための追加料金とともに、商標の更新手数料及び分類手数料を支払うことができる。
- ・ COVID-19パンデミックによる財政的状況を考慮して、自己に過失なく猶予期間内に商標の更新手数料を支払うことができない場合、一定の条件が満たされれば、権利の回復とともに、遅延支払いが可能である。

マドリッド制度に基づく商標の国際登録及び事後指定に関する通知

- ・ 係属中の全ての知財手続においてDPMAにより認められた（2020年3月18日付の通知による）期限の延長は、商標の国際登録出願又は事後指定に関連した期限には適用されない。
- ・ DPMAは電子出願を確実に受理することができるため、期限に従って、商標の国際登録出願を行うためにeファイリングシステムを利用することを推奨する。
- ・ 商標の国際登録に関する事後指定については、これらの申請（MM4）をWIPOに直接提出することを強く推奨する。

知的財産権の手続の期限に関する情報

- ・ DPMAでは、法定の期限を延長することはできないものの、権利の回復（特許法第123条、商標法第91条、意匠法第23条(3)第3文、実用新案法第21条(1)、等）という選択肢への注意を喚起している。現在の状況により、本人の過失なく法定の期限を遵守しなかった者は何人も、請求に応じ、権利の回復を図ることができ、期限を遵守したのと同様の地位を得ることができる。DPMAの担当部署が個々の事案に応じて条件を満たしているか否かを判断する。

（詳細については、DPMAの2020年3月10日付の通知を参照。）

- ー DPMA からの情報は、以下参照 ー
- ・ コロナウイルス (COVID-19) - 継続的な更新情報
[Coronavirus \(COVID-19\) - Update](#) (2021年4月27日更新) (英語)
[Update zum Coronavirus \(COVID-19\)](#) (2021年4月22日更新) (ドイツ語)
 - ・ 2020年7月20日付の通知 (COVID-19 パンデミックにより年次・維持・延長・更新手数料を支払うことが財政的に困難である知的財産権の権利者及び出願人向けの情報)
[Information for IP right owners and applicants having financial difficulties in paying annual maintenance, extension and renewal fees due to the COVID-19 pandemic](#) (英語)
[für Schutzrechtsinhaber und Anmelder, die in Folge der Covid-19-Pandemie wirtschaftliche Schwierigkeiten bei der Zahlung von Jahres-, Aufrechterhaltungs-, Erstreckungs- und Verlängerungsgebühren haben](#) (ドイツ語)
 - ・ 2020年3月18日付の通知 (コロナウイルス (COVID-19) の拡大及びその影響を考慮した知財手続の遅延について)
[Notice of 18 March 2020](#) (2020年3月18日公表) (英語)
[Hinweis vom 18. März 2020](#) (2020年3月18日公表) (ドイツ語)
 - ・ 2020年3月10日付の通知 (コロナウイルス (Sars-CoV-2) の拡大及びその影響に関するもの)
[Notice of 10 March 2020](#) (2020年3月12日公表) (英語)
[Hinweis vom 10. März 2020](#) (2020年3月12日公表) (ドイツ語)

◆ 英国知的財産庁 (UKIPO)

ロンドンオフィス

- ・ 英国で今年初めに導入された COVID 制限の一環として、UKIPO のロンドンオフィスは、クリティカル・ワーカーを除く全ての従業員に対して、少なくとも現在の制限が見直される6月21日まで引き続き閉鎖されている。
- ・ 郵送で書類を提出する必要がある場合には、ニューポートオフィスに提出可能である。

一時的な手数料の変更

- ・ ユーザーを支援するために、一時的な手数料の変更が、特許、SPC、商標及び登録意匠に関して、2020年7月30日から2021年3月31日まで実施された。
- ・ ただし、アクションの完了、期間延長の請求及び手数料の納付の期限は、これらの手数料変更の影響を受けず、引き続き遵守されなければならない。

期限・期間の延長

- ・ UKIPO は、国内法及び国際法が許容する期間の延長を行う。また、UKIPO に与えられ

ている裁量権を行使して影響を受けたユーザーを支援する用意がある。

- UKIPO は、ケースバイケースで可能な限り、期間延長の請求を考慮する。

期間を遵守しなかったことによる権利の喪失

- 期間を遵守しなかったために権利が喪失した場合、ある特定の状況では当該権利が回復される可能性がある。
- 英国の知的財産法は、起こり得る全ての状況に対する規定を提供してはならず、その適用は、応答の遅れの性質や遅延の状況次第である。UKIPO の職員は、利用可能な選択肢や回復手続について説明することができる。

その他

- UKIPO は、顧客がオンラインサービスを利用してデジタルでのコミュニケーションを行う必要があること、FAX の取り扱いができないこと、等と呼びかけている。
- 特許、商標、意匠に関する書類の認証謄本 (Certified Office Copies (COCs)) については、現在 UKIPO は紙の COCs を郵送で発行している。顧客が郵送された COCs にアクセスできない場合には、UKIPO は顧客の要望に応じてデジタル処理で COCs を提供可能である。特許の COCs については、可能な限り WIPO の優先権書類のデジタルアクセスサービス (PDAS) を利用することを顧客に勧める。
- 現在、小切手による納付は受け付けていない。
- 特許、商標、意匠等の個別の対応についても更なる情報が掲載されている。

ー UKIPO からの情報は、以下参照 ー

- コロナウイルスに関する知的財産庁のサービス上の重要な更新情報
[Coronavirus important update on IPO services](#) (2021年4月1日更新)
- 一時的な手数料の変更
[Temporary fee changes](#) (2021年4月1日更新)
- [London office closed](#) (2021年1月7日公表)
- 各サービスの変更
[Alterations to services – patents](#) (2021年1月15日更新)
[Alterations to services - trade marks and designs](#) (2020年9月7日更新)
[Alterations to our services - tribunals and hearings](#) (2021年4月1日更新)
- コロナウイルスに関する出願人等へのアドバイス
[Coronavirus advice for rights applicants](#) (2021年3月2日更新)

◆ フランス産業財産庁 (INPI)

期限の延長

- ・ 2020年3月12日から2020年6月23日までの期間に生じる知的財産法で規定される全ての期限が、国際協定や欧州連合（EU）法で規定されるものを除き、当初の期限が1か月の場合は2020年7月23日まで、当初の期限が2か月以上の場合は2020年8月23日まで、延長された。

その他

- ・ 「INPIの施設の閉鎖（2020年10月30日から閉鎖）」、「追って通知があるまでINPIによる全ての対面での研修を中断」、「オンラインサービス」等。

— INPIからの情報は、以下参照（フランス語） —

- ・ INPIの施設の閉鎖
[Fermeture des locaux de l'INPI](#)（2020年10月29日公表）
- ・ 2020年5月11日以降のINPIの組織及びサービス
[Organisation et services de l'INPI au-delà du 11 mai 2020](#)（2020年5月6日公表）
- ・ 健康危機に関連した期限の延長
[Report de délais lié à la crise sanitaire](#)（2020年5月15日更新）
- ・ COVID-19に関連する情報
[Contexte sanitaire lié au COVID-19 : organisation de l'INPI pour répondre à l'examen et à la délivrance des titres](#)（2020年3月17日公表）

◆ イタリア特許商標庁（UIBM）

行政手続の期限の延長及び満了する書類の効力の延長

- ・ COVID-19パンデミックによって引き起こされた非常事態のため、政府は緊急措置として、2020年1月31日から2020年7月31日までの間に満了する書類（期間満了となる産業財産権に関するものを含む）は、「2020年7月31日から」（以前は「非常事態の終了の宣言後の」とされていた）90日間その効力を維持するという措置を講じた。

バイオテクノロジー発明の国内データベースに antiCovid-19 セクションを作成

- ・ UIBMは、WIPOが採用した方法論を取り入れ、簡単にアクセス可能な知識源を科学者や政策立案者に提供し、COVID-19と戦うことのできる技術に関する研究を可能にするプラットフォームを作成した。
- UIBMからの情報は、以下参照 —
- ・ バイオテクノロジー発明の国内データベースに antiCovid-19 セクションを作成

[Created an antiCovid-19 section in the national database of biotech inventions](#) (英語)

[Creata una sezione antiCovid-19 nella banca dati nazionale delle invenzioni biotech](#) (イタリア語)

- 行政手続の全ての期間の一時停止及び満了する書類の効力の延長

[Covid-19, deadline for the validity of IP documents](#) (英語)

[Determinazione dell'estensione del periodo utile per il pagamento dei titoli di proprietà industriale in scadenza](#) (イタリア語)

[Suspension of all terms of administrative procedures and extension of the validity of expiring documents](#) (英語)

[Sospensione di tutti i termini dei procedimenti amministrativi ed estensione della validità degli atti in scadenza](#) (イタリア語)

- Covid-19: 満了する産業財産権に関する書類の効力の延長

[Covid-19: esteso il periodo in cui è possibile effettuare i pagamenti per il rinnovo o mantenimento in vita dei titoli in scadenza](#) (イタリア語)

- Covid-19、行政手続の期限を5月15日まで延長

[Covid-19, extension of the deadline for administrative proceedings to 15 May](#) (英語)

[Covid-19, confermata al 15 maggio la proroga per la sospensione dei termini per i procedimenti amministrativi](#) (イタリア語)

- Covid-19によるサービスの変更等に関する情報

[UIBM reorganization to guarantee services to users](#) (英語)

[COVID 19: prosegue la riorganizzazione dell'UIBM per garantire i servizi agli utenti](#) (イタリア語)

(以上)